

## 新潟県住宅宿泊事業の手引き 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(P 1 「1. はじめに」)</p> <p>民泊サービスについて、一定のルールの下、その健全な普及を図るため、住宅宿泊事業法が<u>施行</u>されました（平成 <u>30</u>年6月 <u>15</u>日）。</p> <p>(P 1 「2. 住宅宿泊事業とは」)</p> <p>人を宿泊させる日数が年間180日（泊）を超えないなど一定の要件を満たす場合は、旅館業法の許可を得ずに、住宅宿泊事業法に基づく届出による民泊サービスの提供が可能となります。</p> <p>人を宿泊させる日数が年間180日を超える場合は、従来どおり旅館業法に基づく営業許可の取得が必要になります。旅館業法の営業許可に関しては、営業しようとする区域を所管する保健所(P26)へご相談ください。</p> <p>(P 3 住宅宿泊事業法に関するお問い合わせ先【問い合わせ受付内容】)</p> <p>住宅宿泊事業に関する制度の内容や届出方法、民泊制度運営システムの操作方法、住宅宿泊事業に関する苦情相談<u>など</u></p>	<p>民泊サービスについて、一定のルールの下、その健全な普及を図るため、住宅宿泊事業法が<u>公布</u>されました（平成 <u>29</u>年6月 <u>16</u>日）。</p> <p>平成 <u>30</u>年6月 <u>15</u>日以降は、人を宿泊させる日数が年間180日（泊）を超えないなど一定の要件を満たす場合は、旅館業法の許可を得ずに、住宅宿泊事業法に基づく届出による民泊サービスの提供が可能となります。</p> <p><u>平成30年6月14日以前の民泊サービスの提供又は6月15日以降であっても</u>人を宿泊させる日数が年間180日を超える場合は、従来どおり旅館業法に基づく営業許可の取得が必要になります。旅館業法の営業許可に関しては、営業しようとする区域を所管する保健所(P26)へご相談ください。</p> <p>①<u>6月14日までは、住宅宿泊事業に関する制度の内容や届出方法、民泊制度運営システムの操作方法など</u></p> <p>②<u>6月15日（住宅宿泊事業法施行日）以降は、上記①に加えて、住宅宿泊事業に関する苦情相談を含めて受付範囲を拡大予定</u></p>

(P5 「4. 民泊を始める前に」)

(1)届出住宅が登記されていることの確認

届出時に、添付書類として届出住宅に関する登記事項証明書を提出することとされていますので、登記されていない住宅で住宅宿泊事業を営むことはできません。登記されていない住宅で住宅宿泊事業を営もうとする場合は、届出住宅の所在地を管轄する法務局に表題登記及び所有権保存登記を申請してください。

(2) マンションなどの集合住宅で住宅宿泊事業を営む場合

(略)

(3) 消防法令適合通知書の提出

(略)

(4) 宿泊者の安全確保のために必要な安全措置について

(略)

(P12 「7. 住宅宿泊事業者の責務」)

○ 宿泊者に対し、宿泊者名簿への正確な記載に協力するよう働きかけてください。

○ 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときに旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存してください。

(P16 「8. 届出について」)

やむを得ず書類を紙媒体により全て窓口へ提出する場合は、P31 の様式等を御利用ください (民泊制度ポータルサイトからダウンロードすることもできます)。

(1) マンションなどの集合住宅で住宅宿泊事業を営む場合

(略)

(2) 消防法令適合通知書の提出

(略)

(3) 宿泊者の安全確保のために必要な安全措置について

(略)

○ 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときに旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存してください。

やむを得ず書類を紙媒体により全て窓口へ提出する場合は、P31 の様式等を御利用ください (民泊制度ポータルサイトからダウンロードすることもできます)。

なお、事前届出は平成30年3月15日から可能となりますが、法の施行日前に届出をした場合、法施行日である平成30年6月15日に届出をしたものとみなされます。

(P19 ・住宅宿泊事業の届出の際に添付する書類【個人の場合】)

	書類名	留意事項
①	後見等登記事項証明書 (登記されていないこと の証明書)	○法務局・ <u>地方法務局(本局)</u> で申 請します。(オンライン申請あり) ※②は最寄りの地方法務局(支局)
②	住宅の登記事項証明書	<u>でも申請可</u>  (略)
(略)	(略)	(略)
⑤	誓約書(様式B)	○届出者が法第4条(欠格事由)の 各号に該当しないことの誓約書 (P48)

(P20 マンションなど二以上の区分所有者がいる建物で住宅宿泊事業(民泊)を行う場合)

	書類名	留意事項
⑫	管理組合に民泊を禁止 する意思がないことを 証する書類(様式C)	○誓約書(様式C:P49)のほか、本 法成立以降(H29.6月以降)の総会及 び理事会の議事録等も可能

(P21 ・住宅宿泊事業の届出の際に添付する書類【法人の場合】)

	書類名	留意事項
--	-----	------

	書類名	留意事項
①	後見等登記事項証明書 (登記されていないこ との証明書)	○ <u>最寄りの登記所</u> や法務局で申請し ます。(オンライン申請あり)  (略)
②	住宅の登記事項証明書	
(略)	(略)	(略)
⑤	誓約書(様式B)	○届出者が法第4条(欠格事由)の 各号に該当しないことの誓約書

	書類名	留意事項
⑫	管理組合に民泊を禁止 する意思がないことを 証する書類(様式C)	○誓約書(様式C)のほか、本法成 立以降(H29.6月以降)の総会及び理 事会の議事録等も可能

	書類名	留意事項
--	-----	------

②	法人の登記事項証明書	○法務局・地方法務局（本局）で申請します。（オンライン申請あり） ※②、④は最寄りの地方法務局（支局）でも申請可 （略）
③	役員の後見等登記事項証明書 （登記されていないことの証明書）	
④	住宅の登記事項証明書	
(略)	(略)	(略)
⑦	誓約書（様式A）	○役員が法第4条（欠格事由）の各号に該当しないことの誓約書(P47)
(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)

(P22 ・住宅宿泊事業の届出の際に添付する書類【法人の場合】)

	書類名	留意事項
⑨	(略)	(略)

(略)

	書類名	留意事項
⑩	(略)	(略)

(略)

	書類名	留意事項
⑪	(略)	(略)

②	法人の登記事項証明書	○最寄りの登記所や法務局で申請します。（オンライン申請あり） （略）
③	役員の後見等登記事項証明書 （登記されていないことの証明書）	
④	住宅の登記事項証明書	
(略)	(略)	(略)
⑦	誓約書（様式A）	○役員が法第4条（欠格事由）の各号に該当しないことの誓約書
(略)	(略)	(略)
⑨	住民票	○届出者の本籍地の市区町村役場で申請します。 ○原本の添付が必要です。（写し不可）

	書類名	留意事項
⑩	(略)	(略)

(略)

	書類名	留意事項
⑪	(略)	(略)

(略)

	書類名	留意事項
⑫	(略)	(略)

(略)

	書類名	留意事項
⑫	(略)	(略)
⑬	管理組合に民泊を禁止する意思がないことを証する書類 (様式C)	○誓約書 (様式C:P49) のほか、本法成立以降 (H29.6月以降) の総会及び理事会の議事録等も可能

(略)

	書類名	留意事項
⑭	(略)	(略)

(略)

	書類名	留意事項
⑬	(略)	(略)
⑭	管理組合に民泊を禁止する意思がないことを証する書類 (様式C)	○誓約書 (様式C) のほか、本法成立以降 (H29.6月以降) の総会及び理事会の議事録等も可能

(略)

	書類名	留意事項
⑮	(略)	(略)